

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年4月25日
【事業年度】	第60期（自平成29年2月1日至平成30年1月31日）
【会社名】	不二電機工業株式会社
【英訳名】	FUJI ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八木 達史
【本店の所在の場所】	京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地
【電話番号】	075（221）7978（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理部門統括 総務部長 下村 徳子
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地
【電話番号】	075（221）7978（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理部門統括 総務部長 下村 徳子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	平成26年 1月	平成27年 1月	平成28年 1月	平成29年 1月	平成30年 1月
売上高 (千円)	3,559,451	3,754,163	4,001,989	3,769,932	3,899,612
経常利益 (千円)	458,430	509,844	630,537	467,440	311,874
当期純利益 (千円)	268,313	317,963	399,124	304,108	242,855
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,087,250	1,087,250	1,087,250	1,087,250	1,087,250
発行済株式総数 (千株)	6,669	6,669	6,669	6,669	6,669
純資産額 (千円)	10,226,256	10,412,414	10,652,038	10,246,138	10,295,232
総資産額 (千円)	10,908,158	11,118,362	11,393,873	10,835,289	10,986,200
1株当たり純資産額 (円)	1,623.00	1,652.03	1,689.46	1,733.82	1,741.34
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	28.00 (12.50)	30.00 (13.50)	32.00 (15.00)	32.00 (16.00)	32.00 (16.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	42.60	50.49	63.37	50.37	41.18
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	42.57	50.42	63.26	50.22	41.01
自己資本比率 (%)	93.7	93.6	93.4	94.4	93.5
自己資本利益率 (%)	2.6	3.1	3.8	2.9	2.4
株価収益率 (倍)	26.0	30.4	21.7	28.2	33.7
配当性向 (%)	65.7	59.4	50.5	63.5	77.7
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	526,426	179,862	617,330	485,664	516,451
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	291,755	8,551	308,164	323,760	345,168
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	156,615	213,488	198,293	760,149	218,498
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	646,225	604,037	715,018	763,313	714,637
従業員数 (人)	125	133	132	135	134
[外、平均臨時雇用者数]	[178]	[182]	[185]	[188]	[185]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 当社には関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」は記載しておりません。

4. 第56期の1株当たり配当額には創業60周年記念配当3円を含んでおります。

5. 第57期の1株当たり配当額には東証一部指定記念配当3円を含んでおります。

2【沿革】

年月	事項
昭和33年 5月	制御機器の製造及び販売を目的として、京都市左京区に資本金350万円にて設立、工場を京都市中京区に新設
昭和34年 6月	本社を京都市中京区に移転
昭和34年 7月	組合せ方式による集合表示灯を開発
昭和35年10月	本社工場を新築
昭和36年 3月	デスク盤用小型スイッチの製造、販売を開始
昭和37年10月	ドラム式スイッチの小型タイプの製造、販売を開始
昭和38年 6月	滋賀県草津市に草津製作所を開設、本社工場を統合し操業を開始
昭和38年11月	カム式操作スイッチの製造、販売を開始
昭和44年 7月	ノリル樹脂製組合せ式端子台を開発
昭和46年10月	コントロールセンタ用クリップの製造、販売を開始
昭和48年 9月	大阪府摂津市に大阪営業所を開設
昭和49年 2月	営業部（現 技術営業部）を本社から草津製作所に移転
昭和50年 9月	電磁式LED表示器を開発
昭和53年 1月	指針式表示器を開発
平成元年 2月	アナンシェータのシリーズ充実強化
平成元年11月	草津製作所全館（本館、1号館、2号館、3号館）改築5ヵ年計画の完了
平成 3年 5月	大阪営業所を大阪府茨木市に移転
平成 4年 7月	滋賀県高島市新旭町に新旭工場を開設、操業開始
	鉄道車両用切替えスイッチの製造、販売を開始
平成 6年 2月	業務拡大のため、東京都港区に東京営業所を開設
平成 6年 6月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成 7年10月	新旭工場の増築（1号館）を完了
平成 8年11月	鉄道車両用ドアスイッチの製造、販売を開始
平成 9年 2月	草津製作所及び新旭工場において、ISO9001の認証を取得
平成 9年12月	新旭工場の増築（2号館）を完了
平成10年 4月	電鉄変電所用I/Oターミナルの製造、販売を開始
平成11年 4月	テレフォンリレーの製造、販売を開始
平成12年 7月	ロック用試験端子の製造、販売を開始
平成13年 3月	電子商取引（不二電機工業 Web E D I）開始
平成14年 2月	高信頼ダブルブリッジ接点形スイッチの製造、販売を開始
平成14年 6月	本社、草津製作所及び新旭工場において、ISO14001の認証を取得
平成15年 4月	本社社屋を新築
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年 6月	大阪営業所及び東京営業所において、ISO14001の認証を取得 これにより全事業所のISO14001の認証を取得
平成18年11月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成19年 1月	ジャスダック証券取引所への株式上場を廃止
	配線脱落防止端子台を開発
平成22年 3月	大阪営業所及び東京営業所において、ISO9001の認証を取得
平成23年 3月	滋賀県草津市にみなみ草津工場を竣工
平成23年 7月	みなみ草津工場において、ISO9001の認証を取得
平成23年 8月	大阪営業所を草津製作所に統合
平成24年 1月	鉄道車両用車掌スイッチの製造、販売を開始
平成24年 5月	みなみ草津工場において、ISO14001の認証を取得
平成25年 9月	高耐圧遮断端子台の製造・販売を開始
平成25年12月	太陽光設備向けストリング監視ユニットの製造・販売を開始
平成26年 1月	米国向け鉄道車両用扉開閉表示灯の現地生産を開始
平成26年 9月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
平成27年 6月	SemiCon Switchシリーズの製造・販売を開始
平成27年12月	鉄道車両用制御回路開放器の製造・販売を開始
平成29年 1月	カラ パリアフリーLEDの製造・販売を開始
平成29年 3月	みなみ草津工場の増築（1号館）を完了

3【事業の内容】

当社は、制御用開閉器、接続機器、表示灯・表示器及び電子応用機器等各種制御機器の製造、販売を主たる事業内容としております。

なお、当社はグループを構成する関係会社及び緊密な取引のある関連当事者はありません。

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業のみであるため、セグメント別の記載を省略し、製品分類ごとに記載しております。

当社の品目別主要製品群は次のとおりであります。

(1) 制御用開閉器

カムスイッチ、補助スイッチ、鉄道車両用スイッチ、押しボタン・車掌スイッチ、ドラムスイッチ、遮断端子台

(2) 接続機器

端子台、高耐圧端子台、断路端子台、コンデンサ内蔵端子台、コネクタ、コネクタ端子台、試験用端子、コントロールセンタ用ジャック

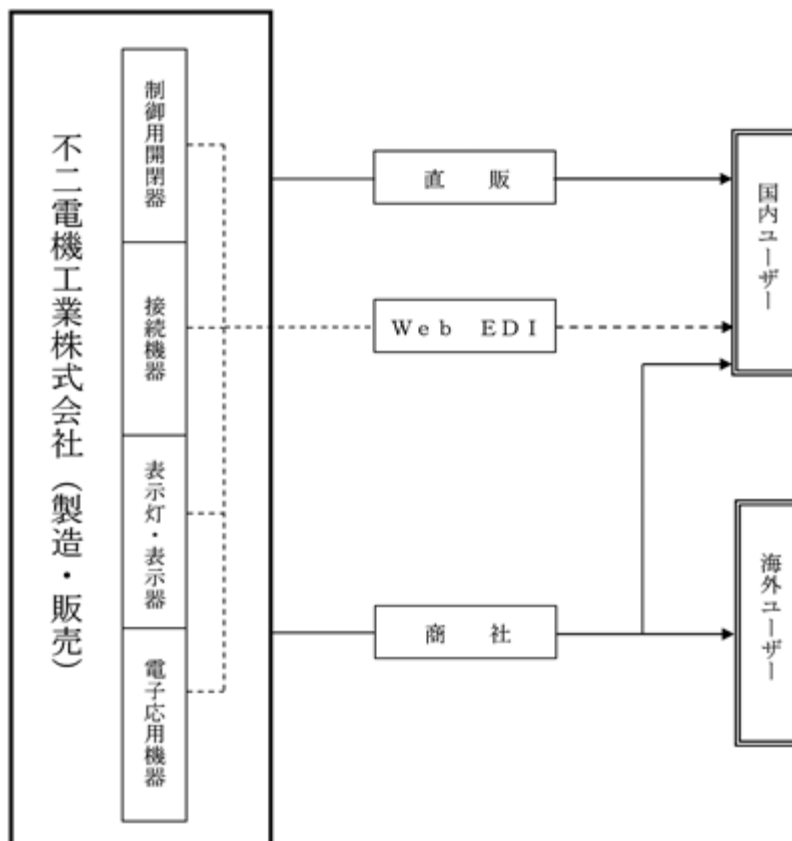
(3) 表示灯・表示器

LED式表示灯・集合表示灯、電磁式表示器、落下式故障表示器、鉄道車両用表示灯

(4) 電子応用機器

アナンシェータリレー、ボルテージリレー、インターフェイスユニット、テレフォンリレー、ストリングモニター

上記製品のユーザーまでの流れは次のとおりであります。



(注) Web EDI ; Web Electronic Data Interchange

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
134(185)	37才5ヵ月	13年4ヵ月	5,430,945

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業のみであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、不二電機工業労働組合と称し、平成30年1月31日現在の組合員数は103名であり、上部団体の全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会(電機連合)に所属しております。

なお、労使関係については良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費や輸出、生産活動が持ち直し、好調な企業収益を背景に株高が進行するなど、緩やかな回復基調が続きました。

今後も、好調な企業収益や雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかに回復すると予測しておりますが、日本銀行のマイナス金利導入による金融市場への影響や円高リスクの懸念など、その先行きに不透明な状況が続いております。

このような状況のもとで、当社は、国内では電力や一般産業、電鉄・車両業界、海外では東南アジアや中近東各国を重点に営業活動を行った結果、鉄道車両用表示灯や国内外の受変電設備向け遮断器用補助スイッチなどが好調であったことから、当事業年度の売上高は3,899百万円（前年同期比3.4%増）となりました。

利益面におきましては、売上高が前年同期を上回りましたが、みなみ草津工場増築に伴う減価償却費等の増加により、営業利益は290百万円（前年同期比34.6%減）、経常利益は311百万円（前年同期比33.3%減）、当期純利益は242百万円（前年同期比20.1%減）となりました。

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業のみであるため、セグメント別の記載を省略し、売上の状況につきましては、製品分類ごとに記載しております。

製品分類別の売上の状況は次のとおりであります。

（制御用開閉器）

国内外の受変電設備向けに遮断器用補助スイッチが好調でしたが、鉄道車両用切替スイッチが減少したほか、配電自動化子局用スイッチも低調であったことから、売上高は1,032百万円（前年同期比1.5%減）となりました。

（接続機器）

受変電設備向けに試験用端子が増加したほか、主力の端子台や角形コネクタ、サージアブソーバ端子台も堅調であったことから、売上高は1,527百万円（前年同期比1.0%増）となりました。

（表示灯・表示器）

鉄道車両用扉開閉表示灯や国内の受変電設備向けにLED表示灯が好調でしたが、海外の受変電設備向け落下式故障表示器やセマフォ表示器が伸びず、売上高は588百万円（前年同期比4.7%減）となりました。

（電子応用機器）

鉄道変電設備向けにインターフェイスユニットが増加しましたが、受変電設備向けのアナシユータリレーやキーブリーが減少したことから、売上高は559百万円（前年同期比2.7%減）となりました。

（仕入販売）

太陽光発電向け接続箱が増加したことから、売上高は192百万円（前年同期比1,095.6%増）となりました。

（注） 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ48百万円減少し、当事業年度末には714百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動による資金の増加は、516百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

主なプラス要因は、税引前当期純利益346百万円、減価償却費300百万円等であり、主なマイナス要因は、投資有価証券売却益63百万円、売上債権の増加70百万円及び法人税等の支払額92百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動による資金の減少は、345百万円（前年同期は323百万円の増加）となりました。

主な要因は、定期預金の預入による支出500百万円（同払戻による収入との純額）、有価証券の償還による収入500百万円及びみなみ草津工場増築工事や金型投資を含む有形固定資産の取得による支出438百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動による資金の減少は、218百万円（前年同期比71.3%減）となりました。

要因は、短期借入金の返済による支出30百万円及び配当金の支払額188百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業のみであるため、セグメント別の記載を省略し、生産、受注及び販売の状況につきましては、製品分類ごとに記載しております。

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績を製品分類別に示すと、次のとおりであります。

製品分類	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)	前年同期比(%)
制御用開閉器(千円)	995,142	106.4
接続機器(千円)	1,548,979	101.7
表示灯・表示器(千円)	539,821	79.5
電子応用機器(千円)	537,920	79.4
合計(千円)	3,621,864	95.0

- (注) 1. 金額は販売価格で表示しております。
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注状況を製品分類別に示すと、次のとおりであります。

製品分類	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
制御用開閉器	1,044,946	100.7	173,111	107.9
接続機器	1,548,070	101.9	149,736	116.0
表示灯・表示器	565,765	89.1	69,262	75.4
電子応用機器	567,192	99.5	96,835	108.9
仕入販売	308,008	1,915.2	115,724	-
合計	4,033,983	106.8	604,671	128.6

- (注) 1. 金額は販売価格で表示しております。
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を製品分類別に示すと、次のとおりであります。

製品分類	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)	前年同期比(%)
制御用開閉器(千円)	1,032,299	98.5
接続機器(千円)	1,527,398	101.0
表示灯・表示器(千円)	588,362	95.3
電子応用機器(千円)	559,267	97.3
仕入販売(千円)	192,283	1,195.6
合計(千円)	3,899,612	103.4

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 当事業年度における主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10に満たないため、記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は1953（昭和28）年の創業以来、60年を超える歴史があり、モノづくり企業として、品質、コスト、納期など、あらゆる面で顧客の信頼を得ることを経営の基本方針としてまいりました。最近では法令遵守や環境保全、人権尊重などの観点から、企業倫理の確立と企業の社会的責任（CSR）の実践に前向きに取り組んでおります。

当社を取り巻く市場環境は、急激に変化し、ユーザーニーズはますます多様化、複雑化しておりますが、どのような状況下にあっても電気制御機器の専門メーカーとして、自ら創意工夫して技術力を高め、ユーザーとともに切磋琢磨し、社会のトレンドやユーザーニーズに対応した最良の製品を提供する、“共創共生”の関係こそが時代を生き抜くキーワードと考えております。

環境変化に機敏に対応できる強固な経営体質を確立するため、引き続き新製品開発のスピードアップ、品質向上、コストダウン、IT（情報技術）化、人材育成等の重点テーマに経営資源を集中し、「企業は公器」という基本理念のもと、労使一体となって、従業員、得意先、株主、地域社会など、すべてのステークホルダーから信頼される企業づくりを進める所存であります。

(2) 経営戦略

当社では、重電機器市場の深耕、一般産業市場の開拓、海外市場の開拓を経営の重点戦略に据え、2018年（平成30年）2月（2019年1月期）から、2021年（平成33年）1月期に売上高5,000百万円を目標とした中期3ヵ年計画がスタートいたしました。

（％表示は、対2018年1月期増減率）

	2018年1月期 （平成30年1月期）	2019年1月期 （平成31年1月期）	2020年1月期 （平成32年1月期）	2021年1月期 （平成33年1月期）
売上高（百万円）	3,899	4,300（10.3％）	4,600（18.0％）	5,000（28.2％）

重電機器市場の深耕では、発・変電所の新設、更新に向けた受注・販売強化に努めるとともに、一般産業市場の開拓では、鉄道車両市場向け製品の販売強化や新技術要素をもとにした戦略的開発製品を投入し、新たな市場創出に取り組んでまいります。

海外市場の開拓においては、東南アジアや中近東各国をはじめとして、インフラ整備による需要が見込まれることから、海外仕様に特化した新製品の開発を強化し、当社製品の採用に向けた販売活動を行ってまいります。

このほかにも、商事部による新たな販売市場の開拓・拡大を目指すほか、生産技術部による外販用の生産装置や金型の製作などに取り組んでまいります。

また、他社との共同開発や業務提携、M & Aも視野に入れ、今後も持続的成長を図っていく所存であります。

(3) 目標とする経営指標

当社では、企業価値及び株主共同の利益を確保し、または向上させるため、自己資本当期純利益率（ROE）及び1株当たり当期純利益（EPS）を経営指標とし、ROE 5.0％以上、EPS 80円以上を目標としております。

なお、当事業年度におけるROE及びEPSは、それぞれ2.4％（対目標数値比52.0％減）、41円18銭（対目標数値比48.5％減）となりました。

(4) 経営環境

当社の主力市場である電力・重電機器業界は、東日本大震災以降、電力各社の設備投資の抑制が継続しており、品質やコスト、納期面で、企業間競争が年々激化している状況にあります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社では、国内外における電力・重電機器市場をさらに深耕しながら、鉄道車両や交通信号分野をはじめとする一般産業市場においても、受注・販売強化に取組み、収益基盤の多様化を図る必要があると考えております。

また、他社と差別化する新製品開発のほか、生産設備の自動化や物流業務の効率化の推進に努め、さらなるコストダウンと利益率の向上に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、当社はこれらリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 収益構造

当社の製品は、電力各社向けを中心とした重電機器市場に依存しているため、電力各社の設備投資動向が業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、今後も主力の重電機器市場向け受注の拡大を図るものの、以下の施策を実施することにより、収益基盤の多様化による経営基盤の安定化を目指してまいります。

重電機器市場以外の一般産業市場の開拓、とりわけ鉄道車両市場の開拓を積極的に進めるとともに、商事部による新たな販売市場の開拓・拡大を目指してまいります。しかし、国内の経済情勢及び景気動向の影響はもとより、廉価な海外製品流入の拡大等による価格競争の激化により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

中近東、東南アジア及び中国に加え、米国などの海外市場の開拓を推し進めております。しかし、当該国内の政治、経済情勢及び景気動向によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替変動

当社は、中近東、東南アジア、中国を中心とした海外市場への積極的な展開をしております。商社経由を含む海外向け販売比率は総売上高の約10%となります。

当社では、為替レートの変動による直接的なリスクを回避するため、主に円建てによる販売を実施しておりますが、円高で推移し続けると海外需要家の購買力減退に繋がり、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の海外市場への展開において、外貨建てによる販売を実施する際、急激な為替変動が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 原材料価格の変動

当社の主要原材料である成形材料は、資源輸出国の経済情勢や国際的な原油（ナフサ）の需給バランス等により価格が変動しております。

当社は、収益構造の再構築を課題の一つに掲げ、コスト競争力の強化に継続して取り組んでおりますが、為替や資源輸出国の地政学的リスクによる急激な原材料価格の変動は、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 製品の欠陥

当社は、顧客及び当社の品質基準を満足する各種製品の安定供給を実施するためISO9001の認証を取得しているほか、必要に応じ米国安全規格（UL）等製品の安全規格の適合認証も取得しておりますが、将来、全ての製品について欠陥がなく、また製品の回収、修理等が発生しないという保証はありません。

また、製造物賠償責任請求について、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入しておりますが、最終的に負担する賠償額を全て賄えるという保証はなく、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性は皆無ではありません。

(5) 公的規制

当社は、国内外で事業展開を行うにあたって、各国における通商、為替、租税、特許、環境等様々な公的規制を受けております。

当社は、これら公的規制の遵守に努めておりますが、将来これら公的規制を遵守できない場合、また当社の事業継続に影響を及ぼすような公的規制が課せられる場合、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 有価証券等の資産価値変動

当社の当事業年度末における投資有価証券の合計残高は782百万円と、総資産の約7%を占めております。

このうち、債券については、金利の上昇等による債券価格の下落や発行者の信用状況悪化等により、損失を被る場合があります。また、株式については、投資先の業績不振、証券市場における市況の悪化の影響等による評価損が発生する可能性があります。

(7) 係争事件等

現在当社には、財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件等が発生する可能性は皆無ではありません。

(8) 自然災害等

当社は、すべての生産拠点を滋賀県内に展開しており、琵琶湖西岸断層帯等における地震等の自然災害や火災等の発生により、生産、販売等の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があり、事前に必要な安全対策や早期復旧・事業継続のための対策を講じております。しかしながら、東日本大震災のような大規模な自然災害、火災等が近畿圏で発生した場合のリスクをすべて回避することは不可能であり、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、電気制御機器メーカーとして、営業及び技術の緊密な連携体制により、顧客ニーズにあった高品質の新製品をスピーディーに開発し、提供することを経営の方針としております。市場別では、電力業界を中心とする重電機器市場での拡販及び電鉄・車両、自動車、工作機械などの一般産業市場の開拓に取り組んでおります。

主に、重電機器市場向けでは切替スイッチ、表示灯、端子台、試験用端子、電力用リレー、鉄道変電設備用I/Oユニット、一般産業市場向けでは、工作機械用として操作スイッチ、分岐端子台、鉄道車両用として、尾灯、車側灯、扉開閉表示灯、運転台選択スイッチ、車掌スイッチなどの開発に取り組んでおります。

研究開発業務の推進に当たっては、製品企画会議の定例開催や必要に応じて各種プロジェクトの編成により、顧客ニーズにマッチした製品企画と開発スピードに重点を置いております。

草津製作所の技術営業部・技術チーム（当事業年度末16名）・製品戦略チーム（当事業年度末2名）が研究開発を行っており、当事業年度の研究開発費は144百万円、主な研究開発及び成果は次のとおりであります。

なお、当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業のみであるため、主な研究開発及び成果は、セグメント別の記載を省略し、製品分類ごとに記載しております。

(1) 制御用開閉器

当分野では、高接触信頼性接点及び堅牢な操作機構を有する開閉器の技術力を活かし、鉄道車両の運転台搭載機器及び鉄道車両の床下機器の開発を進めております。

当事業年度の成果は、鉄道車両向けに小型スイッチの新規開発及び高接触信頼性スイッチのラインナップ拡充を行いました。

(2) 接続機器

当分野では、海外市場の深耕を行うべく、機器の安全性を高めた接続機器の開発を進めております。

当事業年度の成果は、大電流接触子のラインナップ拡充及び端子台において海外向け認証を取得し付加価値を向上させました。

(3) 表示灯・表示器

当分野では、重電機器市場のみならず一般産業への適用を行える製品の開発を進めております。

当事業年度の成果は、鉄道車両向けに尾灯のラインナップ拡充を行いました。

(4) 電子応用機器

当分野では、重電機器市場の深耕を行うべく、製品開発を進めております。

当事業年度の成果は、電子部品の改廃に伴い従来品質を踏襲した製品リニューアル開発を行いました。

当事業年度に取得した特許は1件、商標は8件であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。

なお、たな卸資産の評価減・退職給付費用等の評価計上につきましては、合理的な見積り金額によって、これを計算しておりますが、実際の結果は不確実性が残るため、異なる場合があります。

また、記載した予想、見通し等の将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在に当社が判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、十分にご留意ください。

(2) 当事業年度の財政状態の分析

当事業年度における総資産は、前事業年度末に比べ150百万円増加し、10,986百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加451百万円、売掛金の増加82百万円、有価証券の減少501百万円、建物の増加950百万円及び建設仮勘定の減少781百万円等によるものであります。

負債は、前事業年度末に比べ101百万円増加し、690百万円となりました。主な要因は、未払法人税等の増加54百万円及び厚生年金基金解散損失引当金の増加48百万円等によるものであります。

純資産は、前事業年度末に比べ49百万円増加し、10,295百万円となりました。主な要因は、別途積立金の増加100百万円及び繰越利益剰余金の減少45百万円等によるものであります。

(3) 当事業年度の経営成績の分析

売上高

当社は、国内では電力や一般産業、電鉄・車両業界、海外では東南アジアや中近東各国を重点に営業活動を行った結果、鉄道車両用表示灯や国内外の受変電設備向け遮断器用補助スイッチなどが好調であったことから、売上高は前事業年度に比べ3.4%増の3,899百万円となりました。

製品分類別の売上構成比は、制御用開閉器26.5%、接続機器39.2%、表示灯・表示器15.1%、電子応用機器14.3%、仕入販売4.9%となっております。

売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、売上高の増加により、233百万円増加し、2,581百万円となりました。また、売上高に対する売上原価の比率は、前事業年度に比べて3.9ポイント増加の66.2%となっております。

販売費及び一般管理費につきましては、前事業年度に比べて50百万円増加し、1,027百万円となりました。また、売上高に対する販売費及び一般管理費の比率は、前事業年度に比べて0.4ポイント増加の26.3%となっております。

営業外収益、営業外費用

営業外収益は、前事業年度と同様の25百万円となりました。主なものは、定期預金等の運用による受取利息2百万円、株式の保有による受取配当金11百万円及び助成金収入4百万円等となっております。

営業外費用は、前事業年度に比べて1百万円増加し、3百万円となりました。主なものは、支払利息1百万円、投資事業組合運用損2百万円等となっております。

特別利益

特別利益は、前事業年度に比べて83百万円増加し、83百万円となりました。その内容は、投資有価証券売却益63百万円及び土地売却益20百万円となっております。

特別損失

特別損失は、前事業年度に比べて20百万円増加し、48百万円となりました。主なものは厚生年金基金解散損失引当金繰入額48百万円等となっております。

以上の結果、当事業年度の当期純利益は、前事業年度に比べて61百万円減少し、242百万円となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、安定的かつ持続的な経営基盤の構築を目指し、主要ユーザーである重電機器市場向けの受注拡大を図るほか、電鉄・車両分野及び中近東、中国、東南アジア、米国などの海外市場への開拓を日々推し進めております。

しかしながら、これら一連の施策は、国内外の経済情勢及び景気動向といったマクロ環境の影響を免れるものではなく、特に、製品市場における需要の縮小や価格競争の激化など、当社を取り巻く市場環境の急激な変化が、当社の経営成績に重要な影響を与える場合があります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金に関しましては、営業活動によるキャッシュ・フローで、前事業年度より30百万円多い516百万円の資金を獲得いたしました。

主なプラス要因は、税引前当期純利益346百万円、減価償却費300百万円等であり、主なマイナス要因は、投資有価証券売却益63百万円、売上債権の増加70百万円及び法人税等の支払額92百万円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー - では、345百万円の資金を支出（前事業年度は323百万円の獲得）いたしました。

主な要因は、定期預金の預入による支出500百万円（同払戻による収入との純額）、有価証券の償還による収入500百万円及びみなみ草津工場増築工事や金型投資を含む有形固定資産の取得による支出438百万円等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー - につきましては、前事業年度より541百万円少ない218百万円の資金を支出いたしました。

要因は、短期借入金の返済による支出30百万円及び配当金の支払額188百万円によるものであります。

以上の資金活動の結果、当事業年度末の現金及び現金同等物残高は、前事業年度末より48百万円減少し、714百万円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資総額は462百万円となりました。その主なものは、みなみ草津工場増築棟（342百万円、新製品の金型製作をはじめとする金型投資（48百万円）であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に3カ所の工場を運営しております。

また国内に1カ所の営業所を有しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

平成30年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)	
		建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器 具及び備 品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (京都市中京区)	統括業務施設	121,841	395	17	2,997	383,061 (556)	1,745	510,059	8 (-)
草津製作所 (滋賀県草津市)	製造・研究及び販売設 備	159,166	203	19,922	64,174	7,828 (7,123)	3,834	255,129	98 (70)
新旭工場 (滋賀県高島市)	接続機器製造設備	123,269	1,901	40,169	4,397	505,815 (10,830)	1,047	676,600	9 (40)
みなみ草津工場 (滋賀県草津市)	制御用開閉器製造設備	1,594,377	13,403	137,958	15,674	435,654 (8,904)	0	2,197,068	15 (75)
東京営業所 (東京都港区)	販売設備	-	-	-	392	-	-	392	4 (-)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具であり、建設仮勘定は含んでおりません。

なお、上記金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数のうち()は、年間平均の臨時雇用者数を外書しております。

3. 東京営業所は、建物の一部を賃借しております。なお、年間賃借料は、6,436千円であります。

4. 当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業のみであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,676,000
計	26,676,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年4月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,669,000	6,669,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,669,000	6,669,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成24年4月26日定時株主総会及び取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	31	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,100(注)1	3,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年5月12日 至平成54年5月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 791(注)3 資本組入額 395.5(注)4	同左

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
- なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり790円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
- なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

平成25年4月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	31	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,100(注)1	3,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額は、 新株予約権の行使により発 行又は移転される株式1株 当たりの金額を1円とし、 これに付与株式数を乗じた 金額とする。(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年5月11日 至平成55年5月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 830 (注)3 資本組入額 415 (注)4	同左

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
- なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり829円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
- なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

平成26年4月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	35	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,500(注)1	3,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額は、 新株予約権の行使により発 行又は移転される株式1株 当たりの金額を1円とし、 これに付与株式数を乗じた 金額とする。(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年5月10日 至 平成56年5月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,023 (注)3 資本組入額 511.5 (注)4	同左

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
- なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,022円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
- なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

平成27年4月23日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	32	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,200(注)1	3,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額は、 新株予約権の行使により発 行又は移転される株式1株 当たりの金額を1円とし、 これに付与株式数を乗じた 金額とする。(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年5月9日 至平成57年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,236(注)3 資本組入額 618(注)4	同左

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
- なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,235円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
- なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

平成28年4月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	86	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,600(注)1	8,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額は、 新株予約権の行使により発 行又は移転される株式1株 当たりの金額を1円とし、 これに付与株式数を乗じた 金額とする。(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年5月11日 至平成58年5月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,148(注)3 資本組入額 574(注)4	同左

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,147円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

平成29年4月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	28	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,800(注)1	2,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額は、 新株予約権の行使により発 行又は移転される株式1株 当たりの金額を1円とし、 これに付与株式数を乗じた 金額とする。(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成29年5月12日 至平成59年5月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,078(注)3 資本組入額 539(注)4	同左

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当ての日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとし、
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものと、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,077円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成6年6月23日	450	6,669	486,000	1,087,250	1,333,540	1,704,240

(注) 有償 一般募集(入札による募集)

発行株式数 450,000株

発行価格 2,160円

資本組入額 1,080円

払込金総額 1,819,540千円

(6) 【所有者別状況】

平成30年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	21	15	63	26	13	7,252	7,390	-
所有株式数 (単元)	-	7,130	176	12,019	7,216	31	40,086	66,658	3,200
所有株式数の 割合(%)	-	10.70	0.26	18.03	10.83	0.05	60.13	100.00	-

(注) 自己株式770,922株は、「個人その他」に7,709単元、「単元未満株式の状況」に22株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成30年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
藤本 豊士	名古屋市瑞穂区	757	11.35
公益財団法人藤本奨学会	滋賀県草津市野村3-4-1	650	9.74
藤本 順子	京都市左京区	489	7.33
有限会社藤本興産	京都市左京区下鴨北園町59-1	460	6.89
ゴールドマン・サックス・ア ンド・カンパニー レギュ ラーアカウント (常任代理人 ゴールドマ ン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6-10-1 六本木 ヒルズ森タワー)	430	6.45
ゴールドマンサックスイン ターナショナル (常任代理人 ゴールドマ ン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒ ルズ森タワー)	180	2.70
京都中央信用金庫	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91	150	2.24
株式会社京都銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイ ランドトリトンスクエアオフィスタワーZ 棟)	132	1.98
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	131	1.97
不二電機工業従業員持株会	京都市中京区御池通富小路西入東八幡町585	72	1.08
計	-	3,453	51.78

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうちには、信託業務に係る株式90千株が含まれております。

2. 当社は自己株式770千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主の状況から除いております。

3. ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーから、平成29年7月19日付で変更報告書（特例対象株券等）が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては当事業年度末における実質所有株式数の確認が出来ておりません。なお、当該報告書の内容は次の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ファースト・イーグル・イン ベストメント・マネジメン ト・エルエルシー (First Eagle Investment Management, LLC)	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨー ク市アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ 1345 (1345 Avenue of the Americas, New York, NY 10105-0048 U.S.A)	434	6.51

4. ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社から、平成29年1月17日付で大量保有（変更）報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては当事業年度末における実質所有株式数の確認が出来ておりません。なお、当該報告書の内容は次の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ユナイテッド・マネージャー ズ・ジャパン株式会社	東京都港区赤坂5 - 4 - 15 ARA赤坂 ビル 4階	291	4.37

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年 1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 770,900	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,894,900	58,949	同上
単元未満株式	普通株式 3,200	-	-
発行済株式総数	6,669,000	-	-
総株主の議決権	-	58,949	-

【自己株式等】

平成30年 1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
不二電機工業株式会社	京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地	770,900	-	770,900	11.55
計	-	770,900	-	770,900	11.55

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき、新株予約権を発行する方法により、当社取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対して付与することを、平成24年4月26日開催の定時株主総会及び平成24年4月26日開催の取締役会において決議したものであります。

（平成24年4月26日開催の定時株主総会及び平成24年4月26日開催の取締役会決議）

会社法の規定に基づき、平成24年4月26日開催の第54回定時株主総会決議及び平成24年4月26日開催の取締役会決議により、当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、新株予約権を付与するものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年4月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名（社外取締役を除く）及び当社執行役員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	当社取締役2,900株及び当社執行役員200株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の計算により調整いたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

(平成25年4月25日開催の取締役会決議)

会社法の規定に基づき、平成25年4月25日開催の取締役会決議により、当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、新株予約権を付与するものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成25年4月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名(社外取締役を除く)及び当社執行役員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	当社取締役2,700株及び当社執行役員400株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整いたします。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
 また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

(平成26年4月24日開催の取締役会決議)

会社法の規定に基づき、平成26年4月24日開催の取締役会決議により、当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、新株予約権を付与するものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成26年4月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名(社外取締役を除く)及び当社執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	当社取締役3,200株及び当社執行役員300株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整いたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

(平成27年4月23日開催の取締役会決議)

会社法の規定に基づき、平成27年4月23日開催の取締役会決議により、当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、新株予約権を付与するものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成27年4月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名(社外取締役を除く)及び当社執行役員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	当社取締役2,800株及び当社執行役員400株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)新株予約権を割当ての日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整いたします。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
 また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

(平成28年4月26日開催の取締役会決議)

会社法の規定に基づき、平成28年4月26日開催の取締役会決議により、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)及び執行役員に対し、新株予約権を付与するものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成28年4月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)及び当社執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	当社取締役8,300株及び当社執行役員300株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整いたします。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
 また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

(平成29年4月26日開催の取締役会決議)

会社法の規定に基づき、平成29年4月26日開催の取締役会決議により、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)及び執行役員に対し、新株予約権を付与するものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成29年4月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)及び当社執行役員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	当社取締役2,400株及び当社執行役員400株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整いたします。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
 また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	8	10

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成30年4月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	770,922	-	770,930	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年4月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

1．利益配当の基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識し、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、配当性向を当期純利益の50%に目標を置き、中間配当と期末配当の年2回の配当をもって、長期安定的に利益配分を行うことを基本方針としております。

2．配当の決定機関

当社の剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

3．当事業年度の配当決定に当たっての考え方

国内経済情勢は、年前半は日本銀行によるマイナス金利政策の導入や欧州をはじめとする世界経済の減速懸念を背景に円高・株安が進行しましたが、年後半では米国の経済政策の期待感や企業における輸出や生産活動の持ち直しを受けて、緩やかな回復基調が続きました。

このような状況のもとで、当社は、国内では電力や一般産業、電鉄・車両業界、海外では東南アジアや中近東各国を重点に営業活動を行った結果、売上高が当初予算をやや下回りましたが、利益面におきましては、経費節減等により当初予算を上回ったことから、当事業年度の期末配当は1株当たり16円（中間配当16円を実施）となり、年間配当は32円を実施することを決定いたしました。

以上により、当事業年度の配当性向は77.7%、純資産配当率1.8%となりました。

4．内部留保資金についての考え方

企業価値の向上に向けて、生産体制の増強、技術開発力の強化、品質向上、IT（情報技術）化、人材育成など、成長投資のために引き続き有効活用する所存であります。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成29年9月4日 取締役会決議	94,369	16.00
平成30年4月24日 定時株主総会決議	94,369	16.00

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成30年1月
最高（円）	1,201	1,623	1,591	1,467	1,458
最低（円）	930	1,020	1,266	1,202	1,271

（注）最高・最低株価は、平成26年9月11日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年8月	9月	10月	11月	12月	平成30年1月
最高（円）	1,377	1,378	1,393	1,406	1,445	1,458
最低（円）	1,341	1,303	1,360	1,358	1,375	1,386

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 10名 女性 1名（役員のうち女性の比率9%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		小西 正	昭和26年8月11日生	昭和49年4月 岡三証券株式会社入社 昭和51年12月 当社入社 平成4年2月 総務部長 平成4年4月 取締役就任 平成5年4月 管理部門統括 平成8年4月 常務取締役就任 平成13年4月 代表取締役社長就任 平成30年4月 代表取締役会長就任（現任）	注3	66
代表取締役 社長		八木 達史	昭和49年2月26日生	平成8年4月 当社入社 平成28年2月 技術営業部技術部長 平成29年2月 執行役員技術営業部門統括技術営業部技術部長 平成29年9月 社長付執行役員技術営業部門統括 平成30年4月 代表取締役社長就任（現任）	注3	2
常務取締役	執行役員 技術営業部門 統括技術営業 部長	藤居 和義	昭和39年1月19日生	昭和61年4月 当社入社 平成18年2月 品質保証グループ部長 平成20年2月 品質保証担当執行役員兼品質保証グループ部長 平成23年2月 執行役員草津製造部長 平成25年2月 上席執行役員みなみ草津製造部長 平成27年2月 上席執行役員 生産部門統括兼みなみ草津製造部長 平成27年4月 取締役就任 平成28年2月 人事部長 平成28年4月 経営管理部門統括 平成30年4月 常務取締役就任（現任） 技術営業部門統括兼技術営業部長（現任）	注3	7
取締役	執行役員 生産部門統括 草津製造部長 兼生産技術部 長	佐々木 誠仁	昭和47年4月7日生	平成6年4月 当社入社 平成25年2月 執行役員技術営業部技術部長 平成28年2月 執行役員 みなみ草津製造部長兼生産技術部長 平成28年4月 取締役就任（現任） 生産部門統括（現任） 平成30年4月 草津製造部長兼生産技術部長（現任）	注3	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員 経営管理部門 統括総務部長	下村 徳子	昭和49年7月2日生	平成11年10月 中央監査法人入所 平成15年4月 公認会計士登録 平成18年2月 中央青山監査法人退所 平成18年7月 当社入社 平成27年2月 執行役員総務部長(現任) 平成30年4月 取締役就任(現任) 経営管理部門統括(現任)	注3	3
取締役	執行役員 人事部長	中清水 毅	昭和49年2月10日生	平成6年4月 当社入社 平成27年2月 執行役員新旭製造部長 平成29年2月 執行役員草津製造部長 平成30年4月 取締役就任(現任) 平成30年4月 執行役員人事部長(現任)	注3	1
取締役		川瀬 辰男	昭和26年6月8日生	昭和50年4月 株式会社毎日新聞社入社 平成14年7月 同社大阪本社 代表室次長兼人事総務部長 平成15年7月 同社大阪本社 編集局次長 平成17年10月 同社大阪本社 代表室次長 平成19年6月 同社大阪本社 制作技術局長 平成20年6月 株式会社毎日新聞大阪センター 代表取締役社長 平成23年4月 当社取締役就任(現任)	注3	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)		志萱 章宏	昭和35年5月26日生	昭和58年4月 当社入社 平成16年2月 生産部門執行役員兼生産グループ部長 平成20年2月 生産統括執行役員兼生産グループ部長 平成20年4月 取締役就任 上席執行役員 生産統括兼生産グループ部長 平成21年8月 技術グループ部長 平成23年2月 技術営業部門統括兼技術営業部長 平成25年2月 生産部門統括兼草津製造部長 平成27年2月 管理部長 平成28年4月 取締役(監査等委員)就任(現任)	注4	12
取締役 (監査等委員)		川村 俊明	昭和23年3月27日生	昭和56年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 昭和59年11月 川村・西法律事務所開設、パートナー 平成5年10月 川村法律事務所開設、代表弁護士(現任) 平成16年4月 大阪弁護士会副会長 平成23年4月 当社監査役就任 平成28年4月 取締役(監査等委員)就任(現任)	注4	1
取締役 (監査等委員)		富山 竜二	昭和39年5月29日生	昭和63年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成4年3月 公認会計士登録 平成9年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)退所 平成12年1月 富山竜二公認会計士事務所開設、代表(現任) 平成27年4月 当社監査役就任 平成28年4月 取締役(監査等委員)就任(現任)	注4	-
取締役 (監査等委員)		佐賀 義史	昭和28年9月25日生	昭和56年4月 横浜地方裁判所判事補 平成5年4月 大阪地方裁判所判事 平成19年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 弁護士法人大江橋法律事務所所属(現任) 甲南大学法科大学院教授 平成28年4月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	注4	-
計						99

(注) 1. 川瀬辰男氏、川村俊明氏、富山竜二氏及び佐賀義史氏は社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 志萱 章宏、委員 川村 俊明、委員 富山 竜二、委員 佐賀 義史

3. 平成30年4月24日開催の定時株主総会終結の時から1年間

4. 平成30年4月24日開催の定時株主総会終結の時から2年間

5. 当社では、戦略的な意思・決定機能及び業務執行機能の強化により、変化する経営環境に俊敏に対応し経営効率の向上を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。

執行役員は、以下の5名であります。

執行役員	藤居 和義	(技術営業部門統括 技術営業部長)
執行役員	佐々木 誠仁	(生産部門統括 草津製造部長 兼 生産技術部長)
執行役員	下村 徳子	(経営管理部門統括 総務部長)
執行役員	中清水 毅	(人事部長)
執行役員	大石 一智	(商事部長)

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

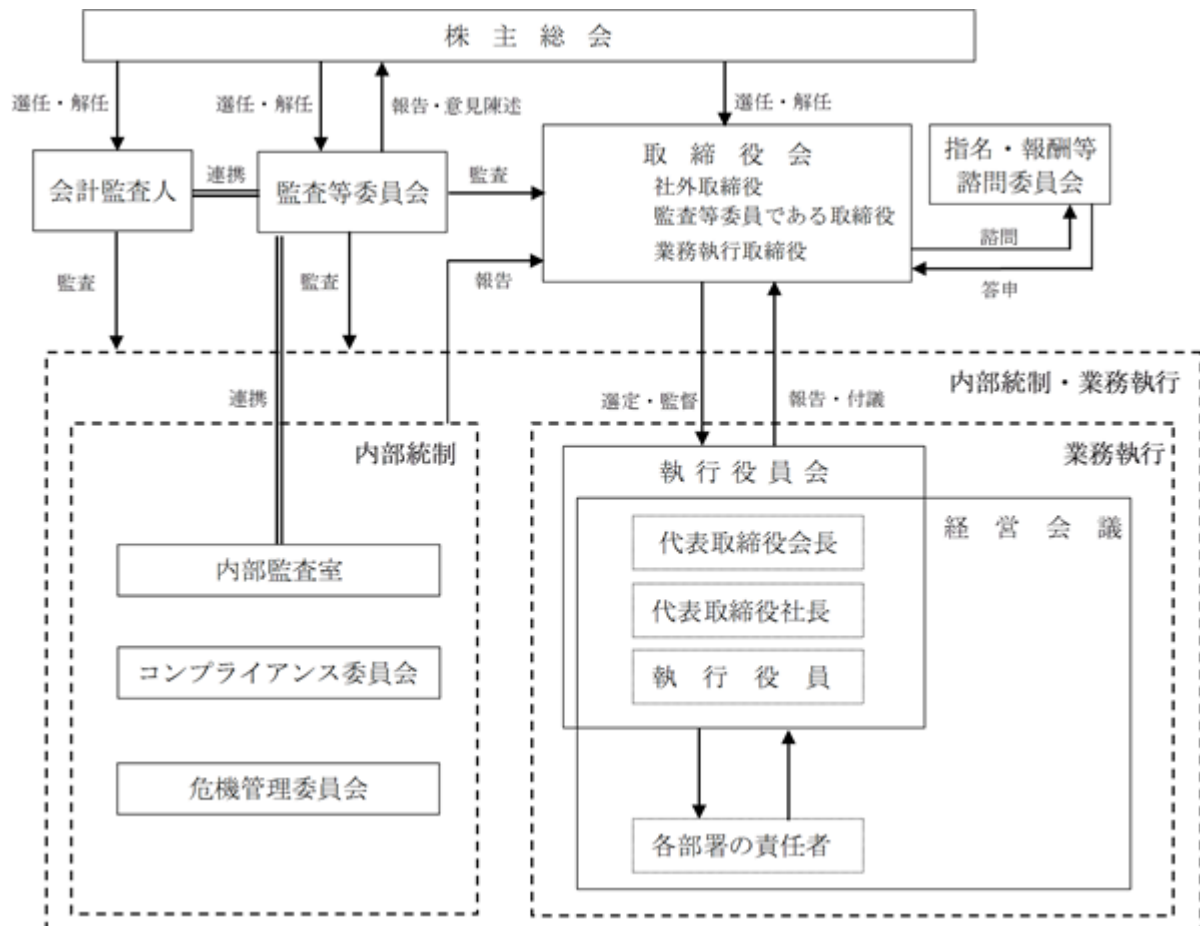
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要等

(イ) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの考え方として、「全てのステークホルダーに対し、効率性及び透明性の高い経営を実現し、かつ健全な企業経営を維持していくことにより、企業価値の最大化を図っていくこと」を基本としております。

(ロ) 業務執行・経営の監視及び内部統制の仕組みは、次のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は現在7名（有価証券報告書提出日現在）で、うち1名は社外取締役であります。また、監査等委員である取締役は4名（有価証券報告書提出日現在）であり、うち3名は社外取締役であります。

取締役会は、定例取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の報告及び決議を行なうとともに、取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、定例監査等委員会を毎月1回開催する他、取締役会に出席し、独立した立場から取締役の職務執行を監査し、適宜必要な提言を行うことで、経営の透明性と客観性を確保しております。

c. 執行役員会

当社の執行役員の員数は現在5名（有価証券報告書提出日現在）であります。

執行役員は、取締役会が決定した経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って業務執行にあっております。

執行役員会は、経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って執行役員が業務執行するにあたり、取締役と執行役員が重要な案件に関する施策を審議するのに、毎月1回開催しております。

d. 独立監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツに会計監査を委嘱しております。

有限責任監査法人トーマツは、会計監査人として独立の立場から財務諸表等に関する意見表明をしております。

e. 指名・報酬等諮問委員会

指名・報酬等諮問委員会は、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化することを目的に、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスにおいて、透明性及び客観性を確保し、取締役会に答申をしております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制の実効性を確保するためには、法令・社会規範・企業倫理遵守などのコンプライアンスの強化徹底を図り、適正な業務の遂行を確保することが最重要課題であると認識しており、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を当社取締役会において決議しております。

(イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス規程に基づく行動基準及び行動基準ガイドラインを制定し、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底に努める。
- b. 違反行為等の抑止、早期発見を目的に、内部通報手段の一つとして各事業所へ投書箱を設置する。また、社外の弁護士へ通報できる社外窓口を設置する。なお、通報者には、通報したことにより不利益を被ることがないことを確保する。
- c. コンプライアンスにおける活動状況の監視や是正等を目的としたコンプライアンス委員会を定期的開催する。
- d. 社長直轄の内部監査室を設置し、経営諸活動全般にわたる制度及び業務の遂行状況を法令等遵守、財務報告の信頼性確保と合理性及び効率性の観点から調査を行い、内部管理体制の強化、経営合理化、経営効率化の増進等に資することにより、会社経営の健全性を確保する。
- e. 社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力及び団体等に対しては、組織的に毅然とした姿勢でのぞみ、一切の取引を行わない。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に関する以下の電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を取締役会規程ならびに文書管理規程等、社内規程に従い適切に保存及び管理する。

- a. 株主総会議事録
- b. 取締役会議事録
- c. 取締役によるその他重要会議の議事録
- d. 代表取締役社長を決裁者とする稟議書及び付属資料
- e. 取締役を決定者とする決定文書及び付属資料
- f. 会計帳簿、計算書類等財務関連文書
- g. その他取締役の職務執行に関する重要文書

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、企業価値に多大な影響を及ぼすおそれのある事故・災害に関し危機管理規程を定め、対応手順をマニュアル化し、情報の混乱や連絡ミスを防止することによって迅速かつ適切に対応する。
- b. 万一、事故や災害が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理委員会を開催し、被害ならびに社会的混乱などの影響を最小化するために、予防対策ならびに事後対策を講じる。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、取締役会規程及び取締役基本規程に基づき、代表取締役社長及びその他取締役に業務を執行させる。
- b. 取締役会は、執行役員を選任し、取締役会が決定した経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って取締役の業務の一部を執行させることができる。
なお、執行役員は、執行役員会規程及び執行役員規程に基づき、業務を執行する。
- c. 取締役会から代表取締役社長、その他取締役及び執行役員に委任された事項は、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程等全社規程に定められた手順に基づき、必要な決定を行う。
なお、これら全社規程は、必要に応じ随時見直すべきものとする。

- d. 取締役、執行役員及び各部署の責任者が出席する経営会議を毎月開催し、業務執行に関する報告や企画提案を行う。経営会議での協議をもとに執行役員会で審議し、さらに取締役会付議基準に該当する事項については取締役会で審議する。
- (ホ) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、企業集団を構成する親会社ならびに子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。
- (ヘ) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- a. 監査等委員会の監査の実効性の向上ならびに職務の円滑化を目的に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、総務部の人員を通常業務と兼務し必要に応じて配置する。なお、常勤監査等委員を置き、他に監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- b. 前号使用人は、通常業務を行うとともに、必要に応じ監査等委員会の指示に従いその職務を行う。
- (ト) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）からの独立性に関する事項
- a. (ヘ)で定める使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事評価、懲戒等人事に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- b. (ヘ)で定める使用人は監査等委員会に係る業務に優先して従事し、当該業務においては監査等委員会の指示のみに従うものとする。
- (チ) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 常勤監査等委員は、取締役会の他に執行役員会に出席し、代表取締役社長、その他取締役及び執行役員の業務執行状況の報告を受ける。
また、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、社内の製品企画会議等重要会議への出席も行う。
- b. 常勤監査等委員は、奇数月開催のコンプライアンス委員会へ出席し、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守状況、ならびに、内部通報の有無、その対処についての報告を受ける。
- c. 取締役及び使用人は、監査等委員会より、稟議書等社内の重要書類の閲覧要請があれば、直ちに関係書類及び資料等を提出する。
- d. コンプライアンス規程により、内部通報制度を通じて監査等委員会に報告した使用人等を当該通報したことを理由として不利益に取り扱うことを禁止する。
- (リ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に関し、会社法第399条の2第4項の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士等の社外の専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を会社が負担するものとする。
- (ヌ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役は、監査等委員会の職責、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした監査等委員会監査基準を熟知するとともに、監査等委員会監査の重要性、有用性を充分認識し、また、監査等委員会監査の環境整備を行う。
- b. 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、内部監査室と連携する。
- c. 監査等委員会は、効果的かつ効率的に監査を実施するため、会計監査人と情報や意見の交換等緊密に連携する。
- (ル) 財務報告の適正性を確保するための体制
財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻く経営環境の変化に伴い、管理すべきリスクも多様化・複雑化しております。このような状況のもと、リスクを十分認識し経営の健全性維持と収益性・成長性の確保を図るため、リスク管理体制を充実強化することが重要であると認識しております。

当社のリスク管理のうち主要なものは以下のとおりであります。

- 経営に関するリスク

当社は、内部監査室を設置し、経営理念・経営方針ならびに職務権限など各種規程に基づく組織運営・業務執行が公正、的確に、かつ効果的に行われているかを随時内部監査しております。

- 品質・環境に関するリスク

認証取得したISO9001、ISO14001の制度に従って、品質管理、環境管理において定期的な社内外の監査を行っております。

- 法令に関するリスク

当社では、重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象についてコンプライアンス委員会を設置し、必要な検討及び決議を実施しております。

また、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底にも努めるほか、各事業所への投書箱設置や定期的なコンプライアンス委員会開催により、活動状況等のチェックを行っております。

- 事故・災害に関するリスク

企業価値に多大な影響を及ぼすおそれのある事故・災害に関し危機管理規程を定め、対応手順をマニュアル化し、情報の混乱や連絡ミスを防止することによって迅速かつ適切に対応できるよう努めております。万一、事故や災害が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理委員会を開催し、被害ならびに社会的混乱などの影響を最小化するために、予防対策ならびに事後対策を講じる体制を整えております。

内部監査及び監査等委員会監査並びに会計監査との連携

(イ) 内部監査

社長直轄の内部監査室を設置し、各部署における内部統制が適切に整備され、かつ有効に運用されていることの確認を行うため、業務監査及び内部統制監査を順次実施しております。

また、必要に応じて、リスクの高い特定の業務に絞って監査する場合があります。

当社の内部監査室の員数は現在1名であります。

(ロ) 監査等委員会監査

常勤監査等委員は、定例の取締役会、執行役員会に出席するほか、製品企画会議等社内の重要会議への出席、重要書類の閲覧、内部監査室と連携して各部署の監査を行い、監査の実効性を高めております。

各監査等委員は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識のもと、取締役の業務執行全般にわたって、監査を実施しております。

(ハ) 会計監査との連携

会計監査人は、監査等委員会及び内部監査室と緊密に連携し、監査計画に基づく効果的かつ効率的な監査を実施しております。

また、監査の結果の報告以外に、期中において必要な情報の交換や意見の交換を適宜行っております。

社外取締役

当社では、社外取締役の就任要件や在任期間を定めた独立性の基準を設け、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切に意見を述べて頂ける方を選任しております。

当社の社外取締役は4名(うち、監査等委員である取締役3名)であり、各社外取締役は当社との間に、人的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

川瀬辰男氏は、株式会社毎日新聞社大阪本社及び株式会社毎日新聞大阪センターにおける豊富な経験及び幅広い見識等を活かし、社外取締役として職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

川村俊明氏は、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、客観的・中立的立場から経営全般に対し提言を頂くことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化・充実に期待できると判断しております。

当社は、川村俊明氏が代表を務める川村法律事務所との間に取引関係がありません。

富山竜二氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識や経験を有し、その幅広い見識は、実質的、客観的経営監視が期待でき、今後も当社社外取締役として職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

当社は、富山竜二氏が代表を務める富山竜二公認会計士事務所との間に取引関係がありません。

佐賀義史氏は、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、客観的・中立的立場から経営全般に対し提言を頂くことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化・充実に期待できると判断しております。

有価証券報告書提出日現在、川瀬辰男氏及び川村俊明氏はそれぞれ当社株式を1,000株保有しており、富山竜二氏及び佐賀義史氏は当社株式を保有しておりません。

なお、当社は東京証券取引所の定めに基づき、社外取締役川瀬辰男氏、川村俊明氏、富山竜二氏及び佐賀義史氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役は、客観的・独立的立場から経営の監督・監視を行っております。監査等委員である取締役は取締役会及び監査等委員会に出席し、常勤監査等委員を通じて、内部監査室と連携し、情報の共有化を図るとともに、定期的に会計監査人と意見交換を行っております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、年1回監査等委員会に出席し、監査等委員会及び会計監査人と意見交換を行っております。

役員の報酬等

(イ) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役(監査等委員で ある取締役を除く) (社外取締役を除く)	46,228	40,230	4,318	1,680	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	12,000	12,000	-	-	1
社外役員	9,640	9,510	-	130	4

(注) 取締役の報酬限度額は、平成28年4月26日開催の第58回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)が年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。うち、社外取締役は20百万円以内)、監査等委員である取締役が年額30百万円以内と決議いただいております。

また、この報酬限度額とは別枠で、同定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)への株式報酬型ストックオプション報酬限度額として、年額50百万円以内と決議いただいております。

(ロ) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上ある者が存在しないため、記載しておりません。

(ハ) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(ニ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

基本報酬は、取締役(監査等委員である取締役を除く)については、役職、職責、世間水準及び従業員とのバランス、賞与は業績を勘案し、株主総会で承認された報酬枠の範囲内(年額150百万円以内(うち、社外取締役は20百万円))において、指名・報酬等諮問委員会の答申を受けて、その額及び配分を取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役については、株主総会で承認された報酬枠の範囲内(年額30百万円以内)において、指名・報酬等諮問委員会の答申を受けて、その額及び配分を監査等委員の協議により決定しております。

なお、基本報酬については、定額制を採用しております。

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションは年額150百万円以内の報酬枠とは別枠にて、株主総会で承認された報酬枠の範囲内(年額50百万円以内)において、取締役会により決定しております。

平成30年4月24日開催の第60回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)を対象に、企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することとし、年額150百万円以内の報酬枠とは別枠にて、年額50百万円以内と決議いただいております。譲渡制限付株式報酬は、役位等の基準により割当てられる株式数をもとに、株主総会で承認された報酬枠の範囲内(年額50百万円以内)において、取締役会により決定しております。

株式の保有状況

(イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 20銘柄

貸借対照表計上額の合計額 483,646千円

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
日新電機株式会社	118,000	159,654	営業取引関係の維持・拡大
株式会社京都銀行	102,931	91,093	円滑な金融取引の維持
東京海上ホールディングス株式会社	15,000	70,965	円滑な取引関係の維持
M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社	17,167	65,148	円滑な取引関係の維持
東海旅客鉄道株式会社	1,000	18,270	営業取引関係の維持・拡大
三菱電機株式会社	10,000	17,215	営業取引関係の維持・拡大
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(注)2	3,000	12,696	円滑な金融取引の維持
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	2,808	12,498	円滑な金融取引の維持
東日本旅客鉄道株式会社	1,000	10,230	営業取引関係の維持・拡大
寺崎電気産業株式会社	9,650	8,347	営業取引関係の維持・拡大
西日本旅客鉄道株式会社	1,000	7,360	営業取引関係の維持・拡大
富士電機株式会社	10,000	6,690	営業取引関係の維持・拡大
株式会社日立製作所	10,000	6,476	営業取引関係の維持・拡大
株式会社明電舎	10,000	3,850	営業取引関係の維持・拡大
株式会社SCREENホールディングス(注)3	400	2,828	営業取引関係の維持・拡大
株式会社東芝	10,000	2,423	営業取引関係の維持・拡大
株式会社東光高岳	1,000	2,377	営業取引関係の維持・拡大
菱電商事株式会社	1,610	1,197	営業取引関係の維持・拡大
西芝電機株式会社	5,270	938	営業取引関係の維持・拡大

- (注) 1. 上記のうち上位8銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金の100分の1を超えております。
 2. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社は、平成28年10月1日付で10株を1株の併合比率で株式併合しております。
 3. 株式会社SCREENホールディングスは、平成28年10月1日付で5株を1株の併合比率で株式併合しております。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社京都銀行(注)2	20,586	125,780	円滑な金融取引の維持
日新電機株式会社	65,000	78,845	営業取引関係の維持・拡大
東京海上ホールディングス株式会社	15,000	77,100	円滑な取引関係の維持
M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社	17,167	63,706	円滑な取引関係の維持
東海旅客鉄道株式会社	1,000	20,650	営業取引関係の維持・拡大
三菱電機株式会社	10,000	19,925	営業取引関係の維持・拡大
寺崎電気産業株式会社	10,100	16,048	円滑な金融取引の維持
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	2,808	13,697	円滑な金融取引の維持
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	3,000	13,581	営業取引関係の維持・拡大
東日本旅客鉄道株式会社	1,000	10,845	営業取引関係の維持・拡大
富士電機株式会社	10,000	8,980	営業取引関係の維持・拡大
株式会社日立製作所	10,000	8,664	営業取引関係の維持・拡大
西日本旅客鉄道株式会社	1,000	8,176	営業取引関係の維持・拡大
株式会社明電舎	10,000	4,550	営業取引関係の維持・拡大
株式会社SCREENホールディングス	400	3,792	営業取引関係の維持・拡大
株式会社東芝	10,000	3,110	営業取引関係の維持・拡大
株式会社東光高岳	1,000	1,743	営業取引関係の維持・拡大
菱電商事株式会社(注)3	805	1,545	営業取引関係の維持・拡大
西芝電機株式会社	5,270	906	営業取引関係の維持・拡大

- (注)1.上記のうち上位9銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金の100分の1を超えております。
2.株式会社京都銀行は、平成29年10月1日付で5株を1株の併合比率で株式併合しております。
3.菱電商事株式会社は、平成29年10月1日付で2株を1株の併合比率で株式併合しております。

(八)保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士は、下記2名の公認会計士のほか、公認会計士4名及びその他4名の合計8名が補助者として当事業年度の会計監査業務に携わっております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数
指定有限責任社員・業務執行社員 鈴木 朋 之	有限責任監査法人トーマツ	2年
指定有限責任社員・業務執行社員 高見 勝 文	有限責任監査法人トーマツ	1年

なお、有限責任監査法人トーマツ及び業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役の定数等に関する定款の定め

(イ) 取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数は15名以内、監査等委員である取締役の定数は4名以内とする旨を定款に定めております。

(ロ) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定めております。

(ハ) 取締役の任期

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期について選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨、また、監査等委員である取締役の任期について選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(イ) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(ロ) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
21,000	-	20,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数、当社の規模・事業の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報を取得するとともに、各種団体等が主催する研修会等に参加することで、会計基準の理解を深め、又新たな会計基準に対応しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,463,313	3,914,637
受取手形	135,721	111,481
電子記録債権	277,037	288,485
売掛金	1,056,387	1,139,299
有価証券	501,187	-
製品	165,915	130,725
仕掛品	379,590	355,503
原材料	394,597	407,571
前払費用	9,506	8,405
繰延税金資産	42,712	54,570
未収消費税等	4,836	37,098
その他	18,578	22,956
流動資産合計	6,449,385	6,470,736
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,685,994	3,748,725
減価償却累計額	1,637,681	1,750,070
建物(純額)	1,048,313	1,998,654
構築物	125,765	130,591
減価償却累計額	111,424	114,687
構築物(純額)	14,341	15,903
機械及び装置	921,102	991,288
減価償却累計額	716,882	793,219
機械及び装置(純額)	204,220	198,068
車両運搬具	20,861	23,256
減価償却累計額	15,383	16,629
車両運搬具(純額)	5,478	6,627
工具、器具及び備品	2,615,284	2,653,121
減価償却累計額	2,521,888	2,565,484
工具、器具及び備品(純額)	93,395	87,636
土地	1,357,427	1,347,627
建設仮勘定	814,168	32,950
有形固定資産合計	3,537,345	3,687,468
無形固定資産		
ソフトウエア	27,861	21,514
その他	1,806	1,668
無形固定資産合計	29,667	23,182
投資その他の資産		
投資有価証券	803,878	782,757
長期前払費用	4,001	9,369
その他	11,009	12,685
投資その他の資産合計	818,890	804,812
固定資産合計	4,385,903	4,515,464
資産合計	10,835,289	10,986,200

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	93,241	137,301
短期借入金	150,000	120,000
未払金	46,232	42,525
未払費用	55,718	53,616
未払法人税等	33,924	87,938
預り金	5,882	5,613
賞与引当金	64,855	65,102
役員賞与引当金	-	1,810
その他	1,686	3,518
流動負債合計	451,540	517,427
固定負債		
繰延税金負債	60,238	37,372
退職給付引当金	50,437	54,074
厚生年金基金解散損失引当金	-	48,140
その他	26,935	33,954
固定負債合計	137,610	173,541
負債合計	589,151	690,968
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,087,250	1,087,250
資本剰余金		
資本準備金	1,704,240	1,704,240
資本剰余金合計	1,704,240	1,704,240
利益剰余金		
利益準備金	271,812	271,812
その他利益剰余金		
配当平均積立金	400,000	400,000
別途積立金	6,950,000	7,050,000
繰越利益剰余金	407,250	361,367
利益剰余金合計	8,029,062	8,083,179
自己株式	816,477	816,477
株主資本合計	10,004,075	10,058,192
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	222,116	212,365
評価・換算差額等合計	222,116	212,365
新株予約権	19,946	24,673
純資産合計	10,246,138	10,295,232
負債純資産合計	10,835,289	10,986,200

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
売上高		
製品売上高	3,753,850	3,707,328
商品売上高	16,082	192,283
売上高合計	3,769,932	3,899,612
売上原価		
製品期首たな卸高	138,466	165,915
商品期首たな卸高	-	-
当期製品製造原価	2,378,257	2,396,201
当期商品仕入高	10,912	152,676
合計	2,527,636	2,714,792
他勘定振替高	13,813	2,740
製品期末たな卸高	165,915	130,725
商品期末たな卸高	-	-
売上原価合計	1 2,347,908	1 2,581,326
売上総利益	1,422,024	1,318,285
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	34,911	40,019
荷造運搬費	64,738	63,407
役員報酬	66,090	61,740
給料	317,085	314,132
賞与	88,350	81,834
賞与引当金繰入額	37,551	37,769
役員賞与引当金繰入額	-	1,810
退職給付費用	34,810	27,804
法定福利費	61,111	65,519
賃借料	7,072	7,072
支払手数料	75,463	70,122
租税公課	26,565	44,227
減価償却費	27,294	57,289
その他	136,292	154,795
販売費及び一般管理費合計	2 977,336	2 1,027,545
営業利益	444,687	290,740
営業外収益		
受取利息	3,872	2,013
有価証券利息	1,009	628
受取配当金	9,747	11,134
受取賃貸料	3,485	4,044
助成金収入	4,828	4,197
その他	2,641	3,098
営業外収益合計	25,584	25,116
営業外費用		
支払利息	1,930	1,214
投資事業組合運用損	-	2,092
支払手数料	735	-
為替差損	166	674
営業外費用合計	2,832	3,981
経常利益	467,440	311,874
特別利益		
投資有価証券売却益	-	63,155
土地売却益	-	20,200
特別利益合計	-	83,355
特別損失		
固定資産除却損	3 116	3 368
退職給付制度改定損	27,438	-
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	-	48,140
特別損失合計	27,555	48,509
税引前当期純利益	439,885	346,720
法人税、住民税及び事業税	131,586	134,313
法人税等調整額	4,190	30,448
法人税等合計	135,776	103,864
当期純利益	304,108	242,855

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)		当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	1,176,215	48.7	1,103,256	46.2
労務費		674,680	28.0	682,628	28.6
経費		562,212	23.3	603,711	25.2
当期総製造費用		2,413,108	100.0	2,389,597	100.0
期首仕掛品たな卸高		357,807		379,590	
合計		2,770,916		2,769,187	
他勘定振替高	2	13,068		17,481	
期末仕掛品たな卸高		379,590		355,503	
当期製品製造原価		2,378,257		2,396,201	

原価計算の方法

原価計算の方法は、組別総合原価計算を採用しております。

1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)
外注加工費 (千円)	142,821	130,424
減価償却費 (千円)	216,612	243,170
工場消耗品費(千円)	41,073	42,409

2. 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)
固定資産 (千円)	13,068	17,481

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				配当平均積 立金	別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	1,087,250	1,704,240	1,704,240	271,812	400,000	6,850,000	404,579	7,926,391
当期変動額								
剰余金の配当							201,437	201,437
当期純利益							304,108	304,108
別途積立金の積立						100,000	100,000	-
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	100,000	2,670	102,670
当期末残高	1,087,250	1,704,240	1,704,240	271,812	400,000	6,950,000	407,250	8,029,062

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	257,984	10,459,897	180,580	180,580	11,559	10,652,038
当期変動額						
剰余金の配当		201,437				201,437
当期純利益		304,108				304,108
別途積立金の積立		-				-
自己株式の取得	558,493	558,493				558,493
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			41,536	41,536	8,386	49,922
当期変動額合計	558,493	455,822	41,536	41,536	8,386	405,899
当期末残高	816,477	10,004,075	222,116	222,116	19,946	10,246,138

当事業年度（自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					配当平均積 立金	別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	1,087,250	1,704,240	1,704,240	271,812	400,000	6,950,000	407,250	8,029,062
当期変動額								
剰余金の配当							188,738	188,738
当期純利益							242,855	242,855
別途積立金の積立						100,000	100,000	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	100,000	45,882	54,117
当期末残高	1,087,250	1,704,240	1,704,240	271,812	400,000	7,050,000	361,367	8,083,179

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	816,477	10,004,075	222,116	222,116	19,946	10,246,138
当期変動額						
剰余金の配当		188,738				188,738
当期純利益		242,855				242,855
別途積立金の積立		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			9,751	9,751	4,727	5,023
当期変動額合計	-	54,117	9,751	9,751	4,727	49,093
当期末残高	816,477	10,058,192	212,365	212,365	24,673	10,295,232

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	439,885	346,720
減価償却費	243,906	300,460
役員賞与引当金の増減額(は減少)	10,560	1,810
退職給付引当金の増減額(は減少)	33,441	3,636
受取利息及び受取配当金	14,629	13,776
支払利息	1,930	1,214
厚生年金基金解散損失引当金の増加額(は減少)	-	48,140
投資有価証券売却損益(は益)	-	63,155
土地売却損益(は益)	-	20,200
投資事業組合運用損益(は益)	-	2,092
助成金収入	4,828	4,197
有形固定資産除却損	116	368
売上債権の増減額(は増加)	147,277	70,119
たな卸資産の増減額(は増加)	41,252	46,301
仕入債務の増減額(は減少)	18,700	44,060
その他	84,175	31,886
小計	692,410	591,470
利息及び配当金の受取額	16,198	14,559
利息の支払額	2,024	1,146
助成金の受取額	4,828	4,197
法人税等の支払額	225,748	92,629
営業活動によるキャッシュ・フロー	485,664	516,451
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	6,200,000	5,300,000
定期預金の払戻による収入	7,800,000	4,800,000
有価証券の売却及び償還による収入	-	500,000
有形固定資産の取得による支出	1,166,039	438,496
有形固定資産の売却による収入	-	30,000
無形固定資産の取得による支出	9,560	5,960
投資有価証券の取得による支出	100,639	554
投資有価証券の売却による収入	-	69,843
投資活動によるキャッシュ・フロー	323,760	345,168
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	-	30,000
配当金の支払額	200,920	188,498
自己株式の取得による支出	559,228	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	760,149	218,498
現金及び現金同等物に係る換算差額	980	1,460
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	48,295	48,676
現金及び現金同等物の期首残高	715,018	763,313
現金及び現金同等物の期末残高	763,313	714,637

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に新規取得の建物(附属設備を除く)、ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当事業年度末における合理的な見積額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度まで、「売上高」に含めておりました「商品売上高」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「売上高」に表示していた16,082千円は、「商品売上高」として組み替えております。

前事業年度まで、「当期製品製造原価」に含めておりました「当期商品仕入高」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「当期製品製造原価」に表示していた10,912千円は、「当期商品仕入高」として組み替えております。

前事業年度まで、「その他」に含めておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「その他」に表示していた166千円は、「為替差損」として組み替えております。

(製造原価報告書)

前事業年度まで、「材料費」に含めておりました「当期商品仕入高」は金額的重要性が増したため、当事業年度より損益計算書において、独立掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の製造原価報告書において、「材料費」に表示していた10,912千円は、損益計算書において、「当期商品仕入高」として組み替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(厚生年金基金解散損失引当金)

当社が加入する「京都機械金属厚生年金基金」(総合型)は、平成29年6月22日開催の代議員会において、特例解散認可を申請することを決議し、平成29年9月20日に厚生労働大臣により基金解散が認可されました。

これにより、当事業年度において、同基金の解散に伴う損失見込額として、損益計算書の特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額48,140千円、貸借対照表の固定負債に厚生年金基金解散損失引当金48,140千円を計上しております。

なお、平成29年10月1日より確定拠出年金制度を導入しております。

(貸借対照表関係)

. 担保に供している資産ならびに担保付債務は、次のとおりであります。

(担保に供している資産)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
建物	113,033千円	145,136千円
土地	7,828	7,828
合計	120,861	152,964

(上記に対応する債務金額)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
短期借入金	120,000千円	120,000千円

(損益計算書関係)

1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自平成28年2月1日 至平成29年1月31日)	当事業年度 (自平成29年2月1日 至平成30年1月31日)
	3,516千円	24,428千円

2. 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費

	前事業年度 (自平成28年2月1日 至平成29年1月31日)	当事業年度 (自平成29年2月1日 至平成30年1月31日)
	133,526千円	144,823千円

3. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年2月1日 至平成29年1月31日)	当事業年度 (自平成29年2月1日 至平成30年1月31日)
建物	- 千円	- 千円
機械及び装置	115	19
車両運搬具	-	-
工具、器具及び備品	0	349
合計	116	368

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,669,000	-	-	6,669,000
合計	6,669,000	-	-	6,669,000
自己株式				
普通株式	370,855	400,067	-	770,922
合計	370,855	400,067	-	770,922

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得400,000株及び単元未満株式の買取り67株による増加分であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	19,946
	合計	-	-	-	-	-	19,946

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年4月26日 定時株主総会	普通株式	107,068	17.00	平成28年1月31日	平成28年4月27日
平成28年9月1日 取締役会	普通株式	94,369	16.00	平成28年7月31日	平成28年10月3日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年4月26日 定時株主総会	普通株式	94,369	利益剰余金	16.00	平成29年1月31日	平成29年4月27日

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,669,000	-	-	6,669,000
合計	6,669,000	-	-	6,669,000
自己株式				
普通株式	770,922	-	-	770,922
合計	770,922	-	-	770,922

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	24,673
	合計	-	-	-	-	-	24,673

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年4月26日 定時株主総会	普通株式	94,369	16.00	平成29年1月31日	平成29年4月27日
平成29年9月4日 取締役会	普通株式	94,369	16.00	平成29年7月31日	平成29年10月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年4月24日 定時株主総会	普通株式	94,369	利益剰余金	16.00	平成30年1月31日	平成30年4月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
現金及び預金勘定	3,463,313千円	3,914,637千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	2,700,000	3,200,000
現金及び現金同等物	763,313	714,637

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびに金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引相手先の契約不履行リスク)

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社は、営業債権について不測の損害が生じないように、与信管理要領に従い、取引相手先ごとに期日及び残高を定期的に管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、不良債権の発生防止を図っております。

市場リスク(市場価格変動リスク)

有価証券及び投資有価証券については、国債等安全性と流動性の高い金融商品又は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社は、当該リスクを回避するため、定期的な時価等の把握などの方法により保有状況を継続的に見直しております。

流動性リスク(資金調達リスク)

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金については、主に営業取引に係る資金調達であり、金利変動のリスクに晒されております。

当社は、営業債務等について、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）. 参照）。

前事業年度（平成29年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,463,313	3,463,313	-
(2) 受取手形	135,721	135,721	-
(3) 電子記録債権	277,037	277,037	-
(4) 売掛金	1,056,387	1,056,387	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	1,203,066	1,203,066	-
資産計	6,135,527	6,135,527	-
(6) 買掛金	93,241	93,241	-
(7) 短期借入金	150,000	150,000	-
(8) 未払法人税等	33,924	33,924	-
負債計	277,165	277,165	-
デリバティブ取引	-	-	-

当事業年度（平成30年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,914,637	3,914,637	-
(2) 受取手形	111,481	111,481	-
(3) 電子記録債権	288,485	288,485	-
(4) 売掛金	1,139,299	1,139,299	-
(5) 投資有価証券	682,586	682,586	-
資産計	6,136,490	6,136,490	-
(6) 買掛金	137,301	137,301	-
(7) 短期借入金	120,000	120,000	-
(8) 未払法人税等	87,938	87,938	-
負債計	345,240	345,240	-
デリバティブ取引	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権ならびに(4) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格に基づいて、債券は取引金融機関等から提示された価格に基づいて算定しております。

負債

(6) 買掛金、(7) 短期借入金ならびに(8) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
非上場株式	2,000	2,000
投資事業有限責任組合出資金	100,000	98,171

非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成29年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	3,463,313	-	-	-
受取手形	135,721	-	-	-
電子記録債権	277,037	-	-	-
売掛金	1,056,387	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	500,000	200,000	-	-
合計	5,432,460	200,000	-	-

当事業年度(平成30年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	3,914,637	-	-	-
受取手形	111,481	-	-	-
電子記録債権	288,485	-	-	-
売掛金	1,139,299	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	-	200,000	-	-
合計	5,453,904	200,000	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成29年1月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	500,258	183,620	316,637
	(2) 債券 国債	702,807	700,032	2,774
	計	1,203,066	883,653	319,412
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 国債	-	-	-
	計	-	-	-
合計		1,203,066	883,653	319,412

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額2,000千円)及び投資事業有限責任組合への出資(貸借対照表計上額100,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成30年1月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	481,646	177,487	304,159
	(2) 債券 国債	200,940	199,976	963
	計	682,586	377,463	305,123
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 国債	-	-	-
	計	-	-	-
合計		682,586	377,463	305,123

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額2,000千円)及び投資事業有限責任組合への出資(貸借対照表計上額98,171千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(平成29年1月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成30年1月31日現在)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	69,843	63,155	-
(2) 債券 国債	-	-	-
計	69,843	63,155	-

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。また、京都機械金属厚生年金基金に加入しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 複数事業主制度

複数事業主制度の厚生年金基金制度(京都機械金属厚生年金基金)への要拠出額は43,276千円でありま

す。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成28年3月31日現在)

年金資産の額	53,199,104千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	71,070,389千円
差引額	<u>17,871,284千円</u>

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合 (平成28年3月分) 1.212%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高18,531,033千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年元利均等償却であり、当社は、財務諸表上、当事業年度に特別掛金23,988千円を費用処理しております。

なお、(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致いたしません。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	16,996千円
退職給付費用	28,084千円
退職給付制度改定損	27,438千円
退職給付の支払額	8,302千円
制度への拠出額	13,779千円
退職給付引当金の期末残高	<u>50,437千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	253,993千円
年金資産	203,555千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>50,437千円</u>

退職給付引当金	50,437千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	50,437千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	28,084千円
退職給付制度改定損	27,438千円

当事業年度（自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。

また、平成29年 9月20日に当社が加入する京都機械金属厚生年金基金は、厚生労働大臣により基金解散が認可されております。

平成29年10月 1日より、確定拠出年金制度を導入しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は1,600千円であります。

3. 複数事業主制度

複数事業主制度の厚生年金基金制度（京都機械金属厚生年金基金）への要拠出額は、25,690千円であります。当社が加入する京都機械金属厚生年金基金は、平成29年 9月20日に厚生労働大臣により、基金解散が認可され、清算手続き中のため、当事業年度における複数事業主制度の直近の積立状況、複数事業主制度の掛金に占める当社の割合及び補足説明については、記載を省略しております。

また、同基金の解散に伴う損失見込額として、損益計算書の特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額48,140千円、貸借対照表の固定負債に厚生年金基金解散損失引当金48,140千円を計上しております。

4. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	50,437千円
退職給付費用	27,832千円
退職給付の支払額	9,987千円
制度への拠出額	14,208千円
退職給付引当金の期末残高	<u>54,074千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	263,826千円
年金資産	209,752千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>54,074千円</u>

退職給付引当金	54,074千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	54,074千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	27,832千円
----------------	----------

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)
売上原価の株式報酬費	147	109
販売費及び一般管理費の株式報酬費	8,238	4,618

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2012年度新株予約権	2013年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 3名 当社従業員(執行役員) 2名	当社取締役(社外取締役を除く) 3名 当社従業員(執行役員) 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 3,100株	普通株式 3,100株
付与日	平成24年 5月11日	平成25年 5月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年 5月12日 至 平成54年 5月11日	自 平成25年 5月11日 至 平成55年 5月10日

	2014年度新株予約権	2015年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 3名 当社従業員(執行役員) 3名	当社取締役(社外取締役を除く) 4名 当社従業員(執行役員) 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 3,500株	普通株式 3,200株
付与日	平成26年 5月 9日	平成27年 5月 8日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年 5月10日 至 平成56年 5月 9日	自 平成27年 5月 9日 至 平成57年 5月 8日

	2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 3名 当社従業員（執行役員） 3名	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 3名 当社従業員（執行役員） 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 8,600株	普通株式 2,800株
付与日	平成28年5月11日	平成29年5月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年5月11日 至 平成58年5月10日	自 平成29年5月12日 至 平成59年5月11日

（注）株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2012年度新株予約権	2013年度新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前事業年度末	3,100	3,100
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	3,100	3,100

	2014年度新株予約権	2015年度新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	3,500	3,200
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	3,500	3,200

	2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	2,800
失効	-	-
権利確定	-	2,800
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	8,600	-
権利確定	-	2,800
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	8,600	2,800

単価情報

	2012年度新株予約権	2013年度新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	-	-
付与日における公正な評価単価	790円	829円

	2014年度新株予約権	2015年度新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	-	-
付与日における公正な評価単価	1,022円	1,235円

	2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	-	-
付与日における公正な評価単価	1,147円	1,077円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された2017年度新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2017年度新株予約権
株価変動性(注)1	16.007%
予想残存期間(注)2	9.4年
予想配当(注)3	32円/株
無リスク利率(注)4	0.023%

(注)1. 予想残存期間に対応する期間の株価をもとに算定しております。

(注)2. 当社の内規における定年年齢をもとに、取締役及び執行役員の退任時期を見積り、退任後の権利行使期間の中間点で権利行使がされると仮定し、当該期間を予想退任時期に加算して算定しております。

(注)3. 予想配当率の見積りは、原則として過去の実績に基づいて行うとされています。本試算において平成27年1月期から平成29年1月期の3期平均の1株当たり年間配当予定額は31.33円となりますが、平成30年1月期から年間普通配当額を32円とすることを予定しております。

(注)4. 予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年1月31日現在)	当事業年度 (平成30年1月31日現在)
	(千円)	(千円)
流動の部		
繰延税金資産		
たな卸資産評価損	15,258	23,318
賞与引当金	19,904	19,980
未払事業税	3,607	7,345
その他	4,286	3,926
繰延税金資産合計	43,056	54,570
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	343	-
繰延税金負債合計	343	-
繰延税金資産(: 負債)の純額	42,712	54,570
固定の部		
繰延税金資産		
未払役員退職慰労金	8,204	8,204
退職給付引当金	15,363	16,470
投資有価証券評価損	592	-
厚生年金基金解散損失引当金	-	14,663
その他	10,817	13,981
繰延税金資産合計	34,977	53,320
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	95,215	90,692
繰延税金負債合計	95,215	90,692
繰延税金資産(: 負債)の純額	60,238	37,372

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年1月31日現在)	当事業年度 (平成30年1月31日現在)
法定実効税率	32.83%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61%	-
住民税均等割	1.36%	-
税額控除	4.77%	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.12%	-
その他	0.28%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.87%	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業のみであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

制御用開閉器	接続機器	表示灯・表示器	電子応用機器	仕入販売	合計
1,048,294	1,512,953	617,668	574,933	16,082	3,769,932

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

制御用開閉器	接続機器	表示灯・表示器	電子応用機器	仕入販売	合計
1,032,299	1,527,398	588,362	559,267	192,283	3,899,612

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	藤本 順子	-	-	-	(被所有) 直接 8.29	-	自己株式の取得 (注)	418,800	-	-

(注) 1. 議決権等の被所有割合は、自己株式取得後のものであります。

2. 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取引価格は平成28年6月7日の終値によるものです。

当事業年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
1株当たり純資産額	1,733円82銭	1,741円34銭
1株当たり当期純利益金額	50円37銭	41円18銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	50円22銭	41円01銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成29年1月31日)	当事業年度末 (平成30年1月31日)
純資産の部の合計額(千円)	10,246,138	10,295,232
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	19,946	24,673
(うち新株予約権(千円))	(19,946)	(24,673)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	10,226,192	10,270,558
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	5,898	5,898

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	304,108	242,855
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	304,108	242,855
期中平均株式数(千株)	6,037	5,898
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	17	23
(うち新株予約権(千株))	(17)	(23)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	2,685,994	1,062,730	-	3,748,725	1,750,070	112,388	1,998,654
構築物	125,765	4,825	-	130,591	114,687	3,262	15,903
機械及び装置	921,102	75,847	5,662	991,288	793,219	81,979	198,068
車両運搬具	20,861	3,956	1,561	23,256	16,629	2,740	6,627
工具、器具及び備品	2,615,284	96,327	58,489	2,653,121	2,565,484	91,226	87,636
土地	1,357,427	-	9,800	1,347,627	-	-	1,347,627
建設仮勘定	814,168	431,903	1,213,121	32,950	-	-	32,950
有形固定資産計	8,540,605	1,675,589	1,288,634	8,927,560	5,240,091	291,598	3,687,468
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	196,437	174,923	8,724	21,514
その他	-	-	-	3,474	1,806	138	1,668
無形固定資産計	-	-	-	199,912	176,729	8,862	23,182
長期前払費用	4,001	9,741	4,373	9,369	-	-	9,369
繰延資産							
-	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額及び減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	増加額(千円)	みなみ草津工場1号館増築	1,015,284
	増加額(千円)	草津製作所3号館改修	26,408
機械及び装置	増加額(千円)	太陽光発電システム	20,400
工具、器具及び備品	増加額(千円)	製品金型製作	48,014
	減少額(千円)	製品金型廃却	17,410
建設仮勘定	増加額(千円)	みなみ草津工場1号館増築	342,166
	減少額(千円)	みなみ草津工場1号館増築	1,097,636

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則様式第十一号の「記載上の注意7.」により「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	150,000	120,000	0.9	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	150,000	120,000	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	64,855	65,102	64,855	-	65,102
役員賞与引当金	-	1,810	-	-	1,810
厚生年金基金解散損失引当金	-	48,140	-	-	48,140

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,196
預金	
当座預金	74,778
普通預金	627,184
外貨預金	10,402
別段預金	1,075
定期預金	3,200,000
小計	3,913,441
合計	3,914,637

b. 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
高橋電機株式会社	11,706
新生電機株式会社	10,009
木谷電器株式会社	8,087
菅原電気株式会社	7,516
明電プラントシステムズ株式会社	6,833
その他	67,329
合計	111,481

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成30年2月	26,931
3月	32,816
4月	26,867
5月	21,901
6月	2,817
7月以降	145
合計	111,481

c. 電子記録債権

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
菱電商事株式会社	114,384
愛知電機株式会社	42,827
株式会社テクノ大西	27,332
三菱電機株式会社	18,230
河村電器産業株式会社	11,714
その他	73,996
合計	288,485

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成30年2月	65,108
3月	59,025
4月	64,386
5月	85,960
6月	11,858
7月以降	2,146
合計	288,485

d. 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東芝エネルギーシステムズ株式会社	143,562
株式会社明電舎	68,878
富士電機株式会社	67,884
株式会社日立製作所	65,206
日新電機株式会社	63,911
その他	729,857
合計	1,139,299

(ロ) 売掛金の発生及び回収ならびに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,056,387	4,209,312	4,126,400	1,139,299	78.36	95.20

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記当期発生高及び当期回収高には消費税等を含んでおります。

e . 製品

品目	金額(千円)
制御用開閉器	20,360
接続機器	42,599
表示灯・表示器	25,526
電子応用機器	42,239
合計	130,725

f . 仕掛品

品目	金額(千円)
制御用開閉器	52,183
接続機器	130,611
表示灯・表示器	95,588
電子応用機器	77,120
合計	355,503

g . 原材料

品目	金額(千円)
金属加工部品	215,265
成形部品	93,822
電気・電子部品	84,867
その他	13,616
合計	407,571

h . 投資有価証券

区分	金額(千円)
株式	483,646
債券	200,940
その他	98,171
合計	782,757

流動負債

a. 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社エイシンインターナショナル	49,262
有限会社和田製作所	8,983
岡本化成株式会社	5,470
明光工業株式会社	5,274
豊栄商事株式会社	4,879
その他	63,430
合計	137,301

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	951,758	1,896,576	2,827,649	3,899,612
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	112,507	168,307	259,852	346,720
四半期(当期)純利益金額(千円)	77,805	115,917	179,539	242,855
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	13.19	19.65	30.44	41.18

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	13.19	6.46	10.79	10.74

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	4月中
基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日 7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社に掲載して行う。 電子公告掲載 http://www.fujidk.co.jp/ir/05_koukoku/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、ならびに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第59期）（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）平成29年4月27日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年4月27日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第60期第1四半期（自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日）平成29年6月12日近畿財務局長に提出

第60期第2四半期（自 平成29年5月1日 至 平成29年7月31日）平成29年9月11日近畿財務局長に提出

第60期第3四半期（自 平成29年8月1日 至 平成29年10月31日）平成29年12月12日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成29年4月28日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年4月24日

不二電機工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高見 勝文 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている不二電機工業株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二電機工業株式会社の平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、不二電機工業株式会社の平成30年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、不二電機工業株式会社が平成30年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。